

○原子力規制委員会規則第三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十一日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十

三年総理府令第一号） 別表第一

二 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規

則第三十号) 別表第二

三 工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第十六号) 別表第三

第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるものように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則別記様式第二及び別記様式第三の規定は、廃棄物埋設事業者（この規則の施行後に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項の規定による許可又は法第五十一条の五第一項の規定による変更の許可を受けた者に限る。）が法第五十一条の六第二項の規定による確認を受けようとする場合について適用する。

3 この規則の施行の際現に法第五十一条の二第一項の規定による許可又は法第五十一条の五第一項の規定による変更の許可を受けている廃棄物埋設地（当該許可又は変更の許可を受けたところにより区画される部分に限る。）に埋設する放射性廃棄物については、この規則による改正後の第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第十三条第一項第三号の規定は、適用しない。

別表第一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条の二 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一〇十四 略」 十五 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号。第二条第一項第二号ハ及びリにおいて「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第二号に規定する安全機能を有する施設の設計において発生を想定しているものをいう。 「イゝハ 略」</p> <p>(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請) 第二条 法第五十一条の二第三項の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 一 法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能及び区画別放射能（廃棄物埋設地を物理的に区画する場合において区画ごとの放射性物質に含まれる放射能をいう。以下同じ。）並びに当該放射性廃棄物が有する廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止し、又は低減する性能（廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出に関する評価を行うために必要な場合に限る。）を記載すること。</p>	<p>(定義) 第一条の二 「同上」 2 「同上」 「一〇十四 同上」 十五 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号。第二条第一項第二号ハにおいて「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第二号に規定する安全機能を有する施設の設計において発生を想定しているものをいう。 「イゝハ 同上」</p> <p>(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請) 第二条 「同上」 一 法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能及び区画別放射能（廃棄物埋設地を物理的に区画する場合において区画ごとの放射性物質に含まれる放射能をいう。以下同じ。）を記載すること。</p>

二 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

「イ」チ 略

リ 排水施設（設置許可基準規則第十六条に規定する施設に限る。）

又 其他廃棄物埋設地の附属施設の構造及び設備

(1) 気体廃棄物の廃棄施設

〔(i)〕(iii) 略

〔(iv)〕 〔号の細目を削る。〕

〔(2)〕(6) 略

三 〔略〕

四 法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項若しくは第二項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

〔五・六 略〕

〔2〕(4) 略

（変更の許可の申請）

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能並びに当該放射性廃棄物が有する廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止し、又は低減する性能（廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出に関する評価を行うために必要な場合に限る。）を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設

二 〔同上〕

「イ」チ 同上

〔号の細目を加える。〕

リ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔(i)〕(iii) 同上

〔(iv)〕(iv) 廃気槽の最大保管廃棄能力

〔(v)〕 〔同上〕

〔(2)〕(6) 同上

三 〔同上〕

四 法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

〔五・六 同上〕

〔2〕(4) 同上

（変更の許可の申請）

第三条 〔同上〕

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第

位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の第二項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二項第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の第二項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項若しくは第二項に規定する措置の変更又は廃止についてそれぞれその時期を記載し、法第五十一条の第二項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二項第一項第六号に規定する事項を記載すること。

二 「略」

〔2・3 略〕

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施）

第五条 法第五十一条の六第一項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一・二 略

〔号を削る。〕

三 「略」

（廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第六条 法第五十一条の六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「略」

二 ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地については、埋設開始前において、埋設を行おうとする場所にたまつ

三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の第二項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止についてそれぞれその時期を記載し、法第五十一条の第二項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第六号に規定する事項を記載すること。

二 「同上」

〔2・3 同上〕

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施）

第五条 「同上」

一・二 同上

三 坑道の閉鎖に関する事項 坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行うとき。

四 「同上」

（廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第六条 「同上」

一 「同上」

二 埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所にたまつている水を排除し、埋設時においては、

ている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三 「略」

四 中深度処分又はピット処分に係る廃棄物埋設地については、埋設時において、その設備（ピット処分に係るものにあつては廃棄物埋設地への雨水、地下水等の浸入防止に関するものを含む。）を随時点検し、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五 ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において当該廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある空隙が残らないように措置すること。

六 「略」

七 埋設が終了したピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面が土砂等で覆われていること。

八 「略」

（放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 中深度処分を行う場合 次のいずれにも該当すること。

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が原子力施設を設置した工場又は事業所において生じたもの（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第三十三条の二の規定により核燃料物質等とみなされた放射性同位元素又は放射性汚染物を含む。）であること。

当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三 「同上」

四 ピット処分を行う場合にあつては、埋設時において、廃棄物埋設地の設備（廃棄物埋設地への雨水、地下水等の浸入防止に関するものを含む。）を随時点検し、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五 廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において当該廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある空隙が残らないように措置すること。

六 「同上」

七 埋設が終了した廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面が土砂等で覆われていること。

八 「同上」

（放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条 「同上」

一 中深度処分を行う場合

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が加工施設（その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む燃料体の加工を専ら行うものに限る。）、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設又は再処理施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること。

十三	法第五十一条の二十四の 二第二項の規定による閉鎖措 置の確認の結果	確認の都度	第七項に定め る期間
十四	「略」	「略」	「略」
十五	「略」	「略」	「略」

〔2〕6 略

7 第一項の表第一号、第二号ハ、リ及びヌ、第四号イ、第五号
、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号、第十三号並びに第十
四号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項におい
て準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間と
する。

(廃棄物埋設地の保全)

第十七条 「1」法第五十一条の十六第二項の規定により、第二

種廃棄物埋設事業者は、中深度処分に係る廃棄物埋設地の保全
に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏えいを監視し、異常
な漏えいがあったと認められる場合又は異常な漏えいの徴候
が認められた場合には廃棄物埋設地の設備の修復その他の放
射性物質の異常な漏えいを防止し、又は低減するために必要
な措置を講ずること。

二 坑道の入口には、次に掲げる事項を表示する立札その他の
設備を設置し、常に見やすい状態にしておくとともに、表示
すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他
必要な措置を講ずること。

イ 放射性廃棄物の種類

ロ 埋設を開始した日及び埋設を終了した日

ハ 保安のための注意事項

2

法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設
事業者は、ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地の
保全に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

「加える。」	「加える。」	「加える。」
十三	「同上」	「同上」
十四	「同上」	「同上」

〔2〕6 同上

7 第一項の表第一号、第二号ハ、リ及びヌ、第四号イ、第五号
、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号並びに第十三号の記録
の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する
法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(廃棄物埋設地の保全)

第十七条 「項を加える。」

「1」法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋
設事業者は、廃棄物埋設地の保全に関し、次の各号に掲げる措
置を採らなければならない。

「一〇三 略」

3|| 前二項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物埋設施設については適用しない。

(事業所において行われる廃棄)

第十九条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。

「一・二 略」

三 気体状の放射性廃棄物は、排気施設によつて排出する方法により廃棄すること。

「号の細目を削る。」

「号の細目を削る。」

四 前号の方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

「五〇十四 略」

(廃棄物埋設施設の定期的な評価等)

第十九条の二 「略」

2 第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするとき又は法第五十一条の二十四の二第一項に規定する閉鎖措置計画若しくは法第五十一条の二十五

「一〇三 同上」

2|| 前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物埋設施設については適用しない。

(事業所において行われる廃棄)

第十九条 「同上」

「一・二 同上」

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排気施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

「五〇十四 同上」

(廃棄物埋設施設の定期的な評価等)

第十九条の二 「同上」

2 第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするとき又は法第五十一条の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときは、廃棄物埋

第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 「略」

(保安規定)

第二十条 「略」

2 法第五十一条の二十四の二第一項又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする閉鎖措置計画に定められている閉鎖措置又は廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

「一・二 略」

三 閉鎖措置又は廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 閉鎖措置又は廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

五 「略」

六 閉鎖措置又は廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

「イ〜ハ 略」

「七〜十四 略」

十五 閉鎖措置又は廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二十二条の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

「十六〜十八 略」

。設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 「同上」

(保安規定)

第二十条 「同上」

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

「一・二 同上」

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）

五 「同上」

六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

「イ〜ハ 同上」

「七〜十四 同上」

十五 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二十二条の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

「十六〜十八 同上」

十九 閉鎖措置又は廃止措置の管理に関すること。

二十 その他廃棄物埋設施設、閉鎖措置又は廃止措置に係る保安に關し必要な事項

〔3〕5 略

(廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請)

第二十一条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能量並びに当該放射性廃棄物が有する廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止し、又は低減する性能(廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出に關する評価を行うために必要な場合に限る)を記載すること。

二 「略」

三 令第三十七条第六号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項若しくは第二項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

四 「略」

〔2〕3 略

(閉鎖措置として行うべき事項)

第二十二条の五の三 法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める閉鎖措置は、坑道の埋戻し、坑口の閉塞並びに地下に設置した廃棄物埋設地の附属施設の解体及び撤去とする。

(閉鎖措置計画の認可の申請)

十九 廃止措置の管理に関すること。

二十 その他廃棄物埋設施設又は廃止措置に係る保安に關し必要な事項

〔3〕5 同上

(廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請)

第二十一条 「同上」

一 令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二 「同上」

三 令第三十七条第六号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

四 「同上」

〔2〕3 同上

〔条を加える。〕

第二十二條の五の四 法第五十一條の二十四の二第一項の規定に

より閉鎖措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 閉鎖措置の対象とする坑道

四 坑道の埋戻し

五 坑口の閉塞

六 地下に設置した廃棄物埋設地の附属施設の解体及び撤去

七 閉鎖措置の工程

八 閉鎖措置期間中の第十七條第一項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の方法

九 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況に関する説明書

二 閉鎖措置の対象とする坑道の図面及び閉鎖措置に係る工事作業区域図

三 閉鎖措置の開始から廃止措置の開始までの間の第十七條第一項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の方法に関する説明書

四 第十七條第一項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の実施状況に関する説明書

五 第十九條の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書

六 閉鎖措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

七 閉鎖措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、

「条を加える。」

程度、影響等に関する説明書

八 閉鎖措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

九 閉鎖措置の実施体制に関する説明書

十 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十一 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(閉鎖措置計画の変更の認可の申請)

第二十二條の五の五 法第五十一条の二十四の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項
四 変更の理由

2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(閉鎖措置計画に係る軽微な変更)

第二十二條の五の六 法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、閉鎖措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一条の二十四の二第一項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内

「条を加える。」

「条を加える。」

に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(閉鎖措置計画の認可の基準)

第二十二條の五の七 法第五十一條の二十四の二第三項において

読み替えて準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 閉鎖措置期間中の第十七條第一項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の方法が適切なものであること。
- 二 閉鎖措置の方法が、閉鎖措置の終了から廃止措置の開始までの間に廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいがあつた場合において当該漏えいを著しく拡大させるおそれがないものであること。

(坑道の閉鎖の工程)

第二十二條の五の八 法第五十一條の二十四の二第二項に規定する

原子力規制委員会規則で定める坑道の閉鎖の工程は、同條第一項の認可又は同條第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可に係る申請書に記載された閉鎖措置の工程とする。

(閉鎖措置の確認の申請)

第二十二條の五の九 法第五十一條の二十四の二第二項の規定に

より、坑道の閉鎖の工程ごとに原子力規制委員会が行う確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 閉鎖措置の対象とする坑道
- 四 坑道の埋戻しの実施状況

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

- 五 坑口の閉塞の実施状況
- 六 地下に設置した廃棄物埋設地の附属施設の解体及び撤去の実施状況
- 七 確認の対象とする坑道の閉鎖の工程
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - 一 当該申請に係る坑道の閉鎖の工程の終了後における地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況
 - 二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

〔閉鎖措置確認〕

第二十二條の五の十 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、前条第一項の規定による申請に係る閉鎖措置が法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていることについて確認をしたときは、閉鎖措置確認証を交付する。

〔廃止措置計画の認可の申請〕

第二十二條の七 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕三 略〕

四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法（中深度処分に係る監視測定設備にあつては、その撤去の方法を含む。）

〔五〕七 略〕

〔条を加える。〕

〔廃止措置計画の認可の申請〕

第二十二條の七 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

〔五〕七 同上〕

八 中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法

九 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料

二 「略」

三 「略」

四 第十七条第一項第一号又は第二項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の実施状況に関する説明書

五 「略」

六 「略」

七 「略」

八 「略」

九 「略」

十 「略」

十一 「略」

十二 「略」

3 「略」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二十二条の八 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 「略」

三 変更に係る前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項

四 「略」

2 前項の申請書には前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。

「号を加える。」

八 「同上」

2 「同上」

「号を加える。」

一 「同上」

二 「同上」

「号を加える。」

三 「同上」

四 「同上」

五 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

九 「同上」

十 「同上」

3 「同上」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二十二条の八 「同上」

一・二 「同上」

三 変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四 「同上」

2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて、説明した資料を添付しなければならない。

3
「略」

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二条の十 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 全ての坑道の閉鎖が終了していること。
- 二 「略」
- 三 第十七条第一項又は第二項に規定する措置を必要としない状況にあること。
- 四 中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法が適切なものであること。
- 五 「略」
- 六 「略」

(廃止措置の終了の確認の申請)

第二十二条の十一 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一・二 略
- 三 廃止措置対象附属施設の解体及び撤去の実施状況
- 四・五 略
- 2・3 略

(廃止措置の終了確認の基準)

第二十二条の十二 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設の状態(中深度処分に係る監視測定設備にあつて

3
「同上」

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二条の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「号を加える。」
- 二 「同上」
- 三 第十七条第一項に規定する措置を必要としない状況にあること。
- 四 「号を加える。」
- 五 「同上」
- 六 「同上」

(廃止措置の終了の確認の申請)

- 第二十二条の十一 「同上」
- 一・二 同上
 - 三 廃止措置対象附属施設の解体の実施状況
 - 四・五 同上
 - 2・3 同上

(廃止措置の終了確認の基準)

- 第二十二条の十二 「同上」
- 一 廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない

は、撤去後の状況を含む。）が放射線による障害の防止の措置を必要としないものであること。
〔二〕四 略

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第二十二條の十三 法第五十一條の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕三 略

四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法（中深度処分に係る監視測定設備にあつては、その撤去の方法を含む。）

〔五〕七 略

八 中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法

九 略

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料

〔略〕

二 略

四 第十七條第一項第一号又は第二項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の実施状況に関する説明書

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

十 略

十一 略

状況にあること。

〔二〕四 同上

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第二十二條の十三 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

〔五〕七 同上

〔号を加える。〕

八 同上

〔同上〕

2

一 〔号を加える。〕

二 同上

〔号を加える。〕

三 同上

四 同上

五 同上

六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

㊦ [略]

㊧ [略]

別記様式第 2 (第 7 条関係)

廃棄物埋設確認申請書 (廃棄体用)

[略]

[略]	
整理番号 (注 1)	廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止し、 又は低減する性能 (注 2、注 6)
整理番号 (注 1)	放射性廃棄物を示す標識 (注 2)
[略]	

[注 1～5 略]

注 6 廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出に関する評価を行

うために必要でない場合は「該当なし」と記載すること。

備考 [略]

別記様式第 3 (第 7 条関係)

廃棄物埋設確認申請書 (コンクリート等廃棄物用)

[略]

[略]

㊦ [同上]

㊧ [同上]

別記様式第 2 (第 7 条関係)

廃棄物埋設確認申請書 (廃棄体用)

[同上]

[同上]	
整理番号 (注 1)	放射性廃棄物を示す標識 (注 2)
[同上]	

[注 1～5 同上]

[加える。]

備考 [同上]

別記様式第 3 (第 7 条関係)

廃棄物埋設確認申請書 (コンクリート等廃棄物用)

[同上]

[同上]

別表第二 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 「人工バリア」とは、廃棄物埋設地の構築物であつて、廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出の防止及び低減のための機能を有するものをいう。</p> <p>(安全機能を有する施設の地盤)</p> <p>第三条 安全機能を有する施設（中深度処分に係る廃棄物埋設地を除く。）は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地（安全機能を有する施設に限る。）は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地（安全機能を有する施設に限る。）は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（中深度処分に係るものを除く。）について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>(安全機能を有する施設の地盤)</p> <p>第三条 安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設地は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 廃棄物埋設地は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>

(地震による損傷の防止)

第四条 安全機能を有する施設(中深度処分に係る廃棄物埋設地を除く。次項において同じ。)は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 「略」

3 中深度処分に係る廃棄物埋設地及び坑道(以下この項において「廃棄物埋設地等」という。)は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から閉鎖措置の終了までの間に当該廃棄物埋設地等に影響を及ぼすおそれがある地震によつて作用する地震力に十分耐えることができるものでなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設(中深度処分に係る廃棄物埋設地を除く。次項において同じ。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)であつてその供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならない。

2 「略」

(火災等による損傷の防止)

第七条 廃棄物埋設施設は、火災又は爆発により安全機能を有する施設の安全機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。

「一〜三 略」

(安全機能を有する施設の維持)

第九条 中深度処分に係る廃棄物埋設地の附属施設(安全機能を有する施設に限る。)は、当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

(放射性廃棄物の回収)

(地震による損傷の防止)

第四条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 「同上」

「項を加える。」

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)であつてその供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならない。

2 「同上」

(火災等による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により廃棄物埋設施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。

「一〜三 同上」

「条を加える。」

第十条 中深度処分に係る廃棄物埋設施設は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間において、健全性が損なわれ、又はそのおそれがある廃棄体を回収する措置を講ずることができないものでなければならない。

(異常時の放射線障害の防止)

第十一条 「略」

(中深度処分に係る廃棄物埋設地)

第十二条 中深度処分に係る廃棄物埋設地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 断層運動、火山現象その他の自然現象により人工バリアの著しい損傷が生じるおそれがないものであること。
 - 二 侵食により地表からの深さが七十メートル未満に減少するおそれがないものであること。
 - 三 鉱物資源又は発電の用に供する地熱資源の掘採が行われるおそれがないものであること。
 - 四 人工バリアを設置する方法により、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始後において廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止する機能を有するものであること。
 - 五 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、埋設した放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により廃棄物埋設地の安全機能が損なわれな
いものであること。
 - 六 廃止措置の開始までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。
- 2 中深度処分に係る廃棄物埋設地の安全設計は、廃棄物埋設地の周辺の環境、構造その他の主要な事項において異なる内容を含む複数の案(廃止措置の終了後における当該廃棄物埋設地の外への放射性物質の移動(当該移動した放射性物質の更なる移動を含む。))を十分に抑制することができ設計に限る。)を比較検討し

「条を加える。」

(異常時の放射線障害の防止)

第九条 「同上」

「条を加える。」

た上で、策定されたものでなければならない。

(ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地)

第十三条 ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 ピット処分に係る廃棄物埋設地は、外周仕切設備を設置する方法、その表面を土砂等で覆う方法その他の人工バリアを設置する方法により、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間にあつては廃棄物埋設地の限定された区域からの放射性物質の漏出を防止する機能、埋設の終了から廃止措置の開始までの間にあつては廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能を有するものであること。

二 トレンチ処分に係る廃棄物埋設地は、その表面を土砂等で覆う方法その他の人工バリアを設置する方法により、廃棄物埋設地への雨水及び地下水の浸入を十分に抑制し、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能を有するものであること。

三 埋設する放射性廃棄物に含まれる放射性物質（ウラン二三四、ウラン二三五及びウラン二三八に限る。）について、その総放射エネルギーをメガベクレル単位で表した数値を当該放射性廃棄物、人工バリア、土砂その他の廃棄物埋設地に埋設し、又は設置する物の重量をトン単位で表した数値で除して得た値が一を超えず、かつ、当該廃棄物埋設地内における当該放射性物質の分布がおおむね均一であること。

四 前条第一項第五号及び第六号に定めるものであること。

2

前項第一号及び第二号の規定は、製錬施設、加工施設（その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む燃料体の加工を行うものを除く。）及び使用施設等（核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）又は当該核燃料物質によって汚染された物を専

(廃棄物埋設地)

第十条 廃棄物埋設地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 廃棄物埋設地（ピット処分に係るものに限る。）は、外周仕切設備を設置する方法、その表面を土砂等で覆う方法その他の方法により、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間にあつては廃棄物埋設地の限定された区域からの放射性物質の漏出を防止する機能、埋設の終了から廃止措置の開始までの間にあつては廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能を有するものであること。

二 廃棄物埋設地（トレンチ処分に係るものに限る。）は、その表面を土砂等で覆う方法その他の方法により、廃棄物埋設地への雨水及び地下水の浸入を十分に抑制し、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能を有するものであること。

三 埋設した放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により安全機能が損なわれないものであること。

四 廃止措置の開始までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。

〔項を加える。〕

ら取り扱うものに限る。)のいずれかを設置した工場又は事業所において生じた放射性廃棄物の埋設を専ら行う廃棄物埋設地については、適用しない。

(放射線管理施設)

第十四条 「略」

(監視測定設備)

第十五条 事業所には、次に掲げる事項を監視し、及び測定し、並びに必要な情報(第二号に掲げる事項に係るものに限る。)を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。

一 中深度処分を行う場合にあつては廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度又は廃棄物埋設地からの放射性物質の漏えいの徴候を示す物質、ピット処分又はトレンチ処分を行う場合にあつては廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度又は線量

「二・三 略」

(排水施設)

第十六条 中深度処分に係る廃棄物埋設施設には、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間、廃棄物埋設地の水没により当該廃棄物埋設地の安全機能が損なわれることを防止するための施設を設けなければならない。

(廃棄施設)

第十七条 「略」

(予備電源)

第十八条 安全機能を有する施設(その安全機能を維持するため電気の供給が必要なものに限る。)には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、当該安全機能を維持するため

(放射線管理施設)

第十一条 「同上」

(監視測定設備)

第十二条 「同上」

一 廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量

「二・三 同上」

「条を加える。」

(廃棄施設)

第十三条 「同上」

(予備電源)

第十四条 安全機能を有する施設(その安全機能を維持するため電気の供給が必要なものに限る。)には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に

に必要な監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

第十九条 「略」
(通信連絡設備等)

使用することができる予備電源を設けなければならない。

第十五条 「同上」
(通信連絡設備等)

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第三 工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 「略」 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 放射能濃度確認対象物 法第六十一条の二第一項の規定に基づき確認を受けようとする物をいう。</p>	<p>(定義) 第一条 「同上」 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 放射能濃度確認対象物 原子力事業者等が工場等において用いた資材その他の物(加工事業者(旧加工事業者等を含む。))が加工施設を設置した工場等(ウラン・プルトニウム混合酸化燃料材を取り扱うものを除く。))及び使用者(旧使用者等を含む。))が核燃料物質(ウラン及びその化合物に限る。))又は当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等において用いた資材その他の物にあつては金属くずに限る。))であつて、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づき確認を受けようとするものをいう。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。 「二・三 略」</p>	<p>「二・三 同上」</p>